

令和 7 年

厚生委員会会議録

と き 令和 7 年 6 月 9 日

品 川 区 議 会

令和7年 品川区議会厚生委員会

日 時 令和7年6月9日(月) 午後1時00分～午後3時23分
場 所 品川区議会 議会棟6階 第2委員会室

出席委員	委員長 田中たけし	副委員長 えのした正人
	委員 渡辺ゆういち	委員 大倉たかひろ
	委員 あくつ広王	委員 鈴木ひろ子
	委員 吉田ゆみこ	委員 やなぎさわ聡

出席説明員	新井副区長	寺嶋福祉部長
	東野参事 (福祉部福祉計画課長事務取扱)	佐藤障害者施策推進課長
	松山障害者支援課長	菅野高齢者福祉課長
	樫村高齢者地域支援課長	豊嶋生活福祉課長 (生活支援臨時給付金担当課長兼務)
	阿部健康推進部長 (品川区保健所長兼務)	高山健康推進部次長 (品川区保健所次長兼務) (地域医療連携課長事務取扱)
	勝亦健康課長	赤木生活衛生課長
	五十嵐参事 (品川区保健所保健予防課長事務取扱)	石橋品川区保健所品川保健センター所長
	福地品川区保健所大井保健センター所長	飛田品川区保健所荏原保健センター所長
	山下国保医療年金課長	

○午後 1 時 0 0 分開会

○田中委員長

ただいまより厚生委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、幹部職員紹介、事務事業概要およびその他を予定しております。

なお、その他におきましては、所管事務調査および行政視察についてのご案内を考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日も、効率的な委員会運営にご協力いただきますようお願い申し上げます。

1 幹部職員紹介

○田中委員長

それでは、予定表 1 の幹部職員紹介を議題に供します。

実質的には、今回が初めての委員会でございますので、改めて委員、理事者の皆様より自己紹介をお願いいたします。

では、まず初めに、私から。今期、委員長を仰せつかりました田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○えのした副委員長

自民党・無所属の会、副委員長を 1 年間務めます、えのした正人です。よろしくお願いいたします。

○渡辺委員

自民党・無所属の会、渡辺ゆういちです。よろしくお願いいたします。

○あくつ委員

公明党のあくつ広王です。よろしくお願いいたします。

○吉田委員

品川・生活者ネットワークの吉田ゆみこです。よろしくお願いいたします。

○大倉委員

しながわ未来の大倉です。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員

共産党の鈴木ひろ子です。よろしくお願いいたします。

○やなぎさわ委員

やなぎさわ聡です。よろしくお願いいたします。

○田中委員長

続きまして、理事者の方もよろしくお願いいたします。

○新井副区長

厚生委員会に出席させていただきます、副区長の新井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○寺嶋福祉部長

では、福祉部から。福祉部長の寺嶋でございます。よろしくお願いいたします。

○東野福祉計画課長

参事（福祉計画課長事務取扱）、東野でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤障害者施策推進課長

障害者施策推進課長、佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

○松山障害者支援課長

障害者支援課長の松山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○菅野高齢者福祉課長

高齢者福祉課長の菅野です。よろしくお願いいたします。

○樫村高齢者地域支援課長

高齢者地域支援課長、樫村でございます。よろしくお願いいたします。

○豊嶋生活福祉課長

生活福祉課長、豊嶋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○阿部健康推進部長

では、健康推進部でございます。

私は、健康推進部長（品川区保健所長兼務）の阿部でございます。よろしくお願いいたします。

○高山健康推進部次長

健康推進部次長（品川区保健所次長、地域医療連携課長事務取扱）の高山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○勝亦健康課長

健康課長の勝亦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○赤木生活衛生課長

生活衛生課長の赤木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○五十嵐保健予防課長

保健予防課長、五十嵐と申します。よろしくお願いいたします。

○石橋品川保健センター所長

品川保健センター所長、石橋と申します。よろしくお願いいたします。

○福地大井保健センター所長

大井保健センター所長、福地でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○飛田荏原保健センター所長

荏原保健センター所長、飛田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山下国保医療年金課長

国保医療年金課長、山下でございます。よろしくお願いいたします。

○田中委員長

それぞれありがとうございました。

なお、事務局からは、高木書記と深井書記が当委員会の事務に当たりますので、よろしくお願いいたします。

このメンバーで1年間、実りある委員会にしていきたいと思いますので、改めまして皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

2 事務事業概要

- (1) 福祉部
- (2) 健康推進部・品川区保健所

○田中委員長

次に、予定表 2 の事務事業概要を議題に供します。

進め方でございますけれども、予定表に記載してあるとおり、(1)の福祉部、(2)の健康推進部・品川区保健所の順に一括して説明していただき、その後、質疑に移りたいと思います。

事務事業概要につきましては、例年に倣い、新しい委員で構成される最初の委員会で、各所管の事務について概要説明を受けるものであります。

それでは、福祉部からご説明をお願いいたします。

○寺嶋福祉部長

それでは、初めに、福祉部の事務事業概要をご説明させていただきます。

早速ですが、資料をご覧ください。紙媒体 1 ページ、電子では 3 ページのほうに福祉部の組織図を記載しておりますので、ご覧いただければと思います。

おめくりいただきまして、次のページには、職種別の職員配置状況を記載しております。福祉部には、ご覧のとおりですが、一般事務職のほかに、保健師、福祉職が在籍をしております。

その次の紙の 3 ページから 6 ページ、電子では 5 ページから 8 ページにわたりまして、各課の事務分掌を記載しております。

続けて、電子の 9 ページから 13 ページは、過去の組織改正の変遷等が記載してございます。

その次のページ、14 ページ以降が各事務事業の記載となっておりますので、この後、各所管課長よりご説明させていただきます。

それでは、順番に説明させていただきます。

○東野福祉計画課長

それでは、ここからは課ごとにご説明をさせていただきます。

福祉計画課、先ほどの電子データの 3 ページの組織図をまずご覧ください。福祉計画課につきましては、4 つの係で事務事業を行っております。昨年度からの変更がございまして、事業効率化を図るため、施設計画担当と指導担当を統合いたしまして、施設担当としております。

また、法人等の派遣者は、福祉計画課に属しております。

次のページ、職種別職員配置状況ですが、福祉計画課は、一般事務 28 人のほか、保健師 1 人、福祉職が 2 人おります。また、会計年度任用職員は 4 人でございます。

電子データ、少し飛んで、16 ページへお進みください。ここからは、課ごとのページ番号が振られておりますので、電子データのページでのご案内がよろしいかと思います。電子データのページでのご案内させていただきます。

まず、17 ページに参りまして、第 1、高齢者安否確認事業の 1、救急代理通報システムでは、昨年 4 月より自己負担額を無償化した結果といたしまして、令和 6 年度末の設置総数 1,111 台と伸びているものでございます。

○田中委員長

すみません。ご説明いただき、ありがとうございます。ページ数なのですが、電子データのページ数と、事務事業概要のページ数で少し食い違いがありまして、すぐページ数を見られないので、いかがでしょうか。分かりますか。

○東野福祉計画課長

それでは、両方ご案内いたします。

○田中委員長

では、電子データのページ数と、申し訳ございません、事務事業概要のページ数と両方よろしく願います。

○東野福祉計画課長

それでは、電子の１７ページ、紙のページですと２ページになります。高齢者安否確認事業の救急代理通報システムでは、昨年４月より自己負担額を無償化した結果といたしまして、令和６年度末の設置総数が１，１１１台と伸びているものでございます。

また、２の災害時自動安否確認システムは、昨年度補正予算をいただきまして構築したものです。災害時にＡＩを用いて対象者に一斉架電し、安否確認を行うシステムです。今年度は防災訓練などで検証をしております。

次ページに参りまして、長寿お祝い事業、高齢者見守りネットワーク事業も引き続き実施いたします。

電子の１９ページ、紙ですと４ページに参りまして、第２、高齢者福祉施設整備でございます。

小山台住宅等跡地複合施設は、今年度より着工いたします。八潮南特別養護老人ホーム等増改築では、現在、地中障害物の撤去を進めております。また、用途が未定となっております既存棟の２階部分につきましては、改修後、こちらへ八潮在宅サービスセンターを移転いたします。両施設とも、令和９年度完成予定です。

それから、東大井三丁目都営元芝アパート跡地特別養護老人ホームにつきましては、昨年、運営予定事業者の辞退がございましたが、再度、都有地を活用した都の福祉インフラ事業により計画を進めております。先月、近隣住民への説明会を行いました。

そのほか、新規の認知症高齢者グループホームの整備計画等も進めております。

第３、社会福祉法人認可・指導監査の対象は、次ページに記載の１２法人でございます。

電子の２０ページ、紙の５ページに参りまして、第４、地域福祉推進の１、地域福祉計画の推進は、昨年４月に第４期地域福祉計画を策定いたしました。

次ページに参りまして、２、支え愛・ほっとステーション事業の令和６年度実績は、電子ですと２２ページから２３ページ、紙ですと７ページから８ページに記載のとおりでございます。

また、生活支援体制整備事業として、生活支援コーディネーターを当ステーションに兼務配置しております。

電子の２４ページ、紙は９ページ、３のユニバーサルデザイン普及啓発事業では、おたがいさま運動を推進しております。

次の４、重層的支援体制整備事業、および電子の２５ページ、紙の１０ページの５、孤独・孤立対策推進事業は、明日の特別委員会での報告となりますので、割愛させていただきます。

次に、電子の２６ページ、紙の１１ページ、第５、民生委員活動です。

各活動実績等は記載のとおりでございます。本年度は、３年ごとに行う民生委員等の一斉改選がございまして、これに係る事務を進めているところでございます。

電子の２８ページ、紙の１３ページに参りまして、５、民生委員活動支援といたしましては、昨年度より相談支援を行うスーパーバイザーを設置しております。

次のページに参りまして、第６、成年後見制度では、新規事業として、終活支援に着手いたします。

現在、品川区社会福祉協議会で行っているあんしんの３点セットに対し事業助成を行い、区民の利用を促進いたします。

電子の３０ページ、紙の１５ページの第７、医療連携の促進では、ウェブサイトの構築や地域ケアブロック会議などのほか、電子の３３ページ、紙の１８ページに参りまして、ＡＣＰのｅラーニング研修を今年度も実施いたします。

第８のケアマネジメント支援事業では、口腔ケアの研修を歯科医師会に委託して実施しております。

電子の３４ページ、紙の１９ページの第９、その他の福祉制度のほか、庶務担当課としての各種取りまとめや災害時の福祉部の対応、取りまとめなど、福祉部の他課に属さない事業については福祉計画課が担っております。

○佐藤障害者施策推進課長

では、私からは、障害者施策推進課につきまして、主な事業をご説明いたします。

障害者施策推進課は、電子の資料では１５０ページ目からになります。高齢者地域支援課の次になります。

それでは、電子の１５２ページ、障害者施策推進課の紙のほうでは１ページになります。ご覧いただければと思います。

１、障害者計画等策定・推進につきましては、令和６年度から新たな３計画がスタートしておりまして、内容につきましては、「自分らしく、あなたらしく、共感と共生の社会へ」を基本理念としまして、次のページにかけて基本方針や施策体系などを記載しているところでございます。

計画期間が、障害福祉計画と障害児福祉計画につきましては令和８年度までとなっております、次の３ページにお進みいただきますと、（５）障害者計画等の策定・推進というところがございまして、そちらに記載がございますが、障害福祉計画等推進委員会を開催いたしまして、進捗状況の検証ですとか分析・評価を行うほか、次期計画の策定に向けまして調査等を行っていくというところを記載しているところでございます。

続きまして、２の障害者差別解消推進につきましては、障害者差別解消支援協議会を開催して、障害者差別等の事例の共有ですとか、関係機関との連携を強めていくほか、障害者差別解消推進本部を設置しまして、不当な差別的取扱いの排除、合理的配慮の提供等に取り組むべく、職員研修などによりまして、全庁を挙げて普及啓発を実施してまいるところです。

３、障害者福祉サービス第三者評価受審支援につきましては、都が実施する評価を受けて、質の向上を図る取組でございますが、受審する事業所の費用を区が支援するというものでございます。

続きまして、電子が１５５ページで、紙のほうで４ページになります。障害福祉サービス事業者指定等経費でございます。障害者施策推進課のほうでは、事業所の指導検査を行うほか、昨年１０月、児童相談所が設置されまして、障害児の通所支援等が区へ移管されましたので、そちらのサービス事業所の指定事務等も併せて行っているところでございます。

最後に、電子の１５６ページ、紙の５ページでございます。第３の障害者福祉施設等整備費の説明です。下の表に書いてございます整備を進めているところでして、令和７年度は大原児童発達支援センターと小山七丁目障害者グループホームの開設を予定しております。

そのほか、小山台住宅等跡地の整備ですとか、八潮南特別養護老人ホーム増改築等に伴う重症心身障害者通所事業所の移転・拡張、そのほか、戸越四丁目障害者グループホームの整備も進めているところです。

また、民間事業者によるグループホーム整備費の助成につきまして、セミナーや個別相談会の開催など、整備の周知強化を図ってまいります。

○松山障害者支援課長

続きまして、私から、障害者支援課所管の事務事業につきまして、ご説明させていただきます。

まず、電子では157ページから、紙の資料では1ページからになります。

まず、電子の160ページ、紙の4ページ、障害者理解・普及啓発事業でございます。

障害者週間記念のつどいは、12月7日にきゅりあんで開催予定でございます。その下の障害者まつり、いわゆる福祉まつりですが、9月27日に中小企業センターで開催予定でございます。いずれもご案内ができましたら、厚生委員会の委員の皆様へ個別にご案内させていただきます。

電子の資料では164ページ、紙の資料では8ページ、障害者介護給付事務でございます。障害福祉サービスのうち、身体障害、ショートステイなど、日常生活に必要な介護に係る給付に係る事務を行っております。

次のページでございます。下段の8、生活介護延長受入運営費助成、新規事業でございます。障害のあるお子さんが利用する放課後等デイサービスは、夕方の時間帯までサービス提供がございましたが、18歳になり、障害者のサービス、生活介護に移行しますと、午後3時から4時頃までのサービス利用となるため、ご家族が就労を継続できない、18歳の壁と言われる課題がございます。18歳の壁対策といたしまして、サービス提供時間を延長する生活介護事業者へ助成することで、障害者ご本人が慣れた支援者、環境の中で安心して過ごすことはもとより、ご家族が介護離職を回避することにつながっております。

その下の障害者訓練等給付事務でございます。ここから、電子では170ページまで、紙では14ページまでが訓練等給付でございます。グループホームや就労系の支援に関わる給付、補装具などを支給しております。

電子では170ページ、紙では14ページをご覧ください。7、障害者グループホーム等運営費補助事業でございます。これまで表に記載の2つの助成に加えまして、新たに入居者の障害支援区分に応じた運営費助成を行うことで、中重度の方の入居が進むよう支援しております。

電子では172ページ、紙では16ページが地域生活支援事業でございます。市町村が実施主体となり、地域の実情に応じ実施する事業でございます。新規事業や変更がありました事業を中心にご説明させていただきます。

まず、日中一時支援事業は、障害のあるお子さんのご家族の就労やレスパイトなどのために、日中見守り等の支援を行っております。今年度より子育て支援の観点から利用料を無償化しております。

4、障害者地域生活サポート24事業でございます。おめくりいただきまして、中段の事業実施をご覧ください。今年度4月から、記載の4つの事業を再編成し、一体化することにいたしました。これまで知的障害者地域生活サポート24事業と精神障害者地域生活サポート24事業を、それぞれ委託してまいりましたが、知的障害と精神障害が重複する方につきましても同様の支援が提供できるようにするためでございます。統合を行い、選定した結果、有限会社それいゆに委託して実施することとなりました。

おめくりいただきまして、新規事業が2つございます。1つ目は、7、重度障害者大学等修学支援事業でございます。大学等へ通学中、大学内での身体介護などのサービス提供により、重度障害者の方の修学を支援するものでございます。

2つ目は、8、精神障害者の退院・居住支援コーディネート事業でございます。精神科病院入院者の退院支援および安定した生活を送るための居住支援を行います。地域生活への移行支援および障害者の相談拠点である地域拠点相談支援センターを委託する法人に同事業についての意向調査を行いまして、会議で選定した結果、社会福祉法人福栄会に委託して実施することとなりました。

おめくりいただきまして、電子では179ページ、紙では23ページ、ここからが社会参加支援事業でございます。福祉タクシーや自動車燃料費助成券の交付、補聴器の助成を行うことで、生活圏の拡大を図り、社会参加を支援するものでございます。

新規事業が3つございます。1つ目は、電子で180ページ、紙では24ページの下段、(2)外出困難な医療的ケア児者が医療型短期入所、ショートステイを利用するために必要なタクシー利用券、自動車燃料費助成を行うことで、経済的な負担を軽減するものでございます。

2つ目は、4、介護タクシー利用補助券の交付でございます。車椅子やストレッチャーなどを使用する障害者の方へ予約料等の補助をすることで、経済的負担の軽減を図ってまいります。

3つ目は、おめくりいただきまして、電子では182ページ、紙では26ページ、8、中等度難聴者補聴器購入助成事業でございます。身体障害者手帳の対象とならない18歳以上65歳未満の方へ、補聴器の購入や修理費用を助成することで社会参加を促すものです。これまでの対象者は18歳未満の難聴児と65歳以上の高齢者でしたが、今年度から全年代へ拡大いたしました。

電子では192ページから、紙では36ページから、障害者支援課所管の施設運営費でございます。このうち今年度開設予定の新たな施設につきまして、ご説明させていただきます。

電子では197ページ、紙では41ページをご覧ください。旧リボン旗の台店跡地障害者就労支援施設でございます。内容は、区内障害福祉サービス事業所の自主製品の販売、共同受注窓口、集いの場所等の運営で、9月開設予定でございます。障害者の方がお仕事を体験し、スタッフとして運営に従事するなど、就労につなげるための支援をしてまいります。現在、公募で委託事業者を選定中でございます。

電子では201ページ、紙では45ページをご覧ください。大原児童発達支援センター運営費でございます。先ほど障害者施策推進課長よりご説明させていただいた大原児童発達支援センターの運営費になります。

おめくりいただきまして、障害児支援給付事務でございます。発達にご不安のあるお子さんが児童発達支援、放課後等デイサービスに通う療育等の支援を行う制度でございます。今年度から、子育て支援の観点から、区独自で利用料について無償化をしております。

6、障害児区外特別支援学校の通学支援事業でございます。区外の都立特別支援学校のバス停まで送迎に係る助成を行いまして、経済的負担の軽減を図るものでございます。

○菅野高齢者福祉課長

それでは、資料をお戻りいただきまして、電子ですと35ページをご覧くださいければと思います。ここからが高齢者福祉課のページになります。

高齢者福祉課は、9係で構成されており、相談から介護保険サービスの導入、サービスの提供までが一つの場で一通貫で提供できる組織となっております。

また、介護人材不足に対応すべく、今年度より介護人材確保定着支援担当を新設しております。

それでは、事務事業概要の内容についてご説明をさせていただきますので、まずは、電子の資料では37ページ、紙の資料では3ページをご覧ください。

(1) 高齢者の人口です。表をご覧くださいければと思います。令和7年4月1日現在、65歳以上の

高齢者人口は8万647人と、前年より203人の減となっており、高齢化率は19.45%で、前年より0.26ポイント下がっております。

一方、75歳以上は4万7,060人で、前年より940人増えており、今後も高齢者人口のうち75歳以上の占める割合が増えていく傾向となっております。

続きまして、(2)施策の考え方です。ここから電子42ページ、紙では8ページまでが、第九期品川区介護保険事業計画の内容を記載しております。

電子で38ページ、紙で4ページをご覧ください。下のほうの囲み部分のところ、「地域包括ケアの充実による地域共生社会の実現」を重点課題として掲げており、電子で39ページ、紙で5ページの記載の8つの推進プロジェクトを策定しております。

介護保険制度は、原則3年を1期とするサイクルで財政収支を見通し、事業計画を立てて運営を行っており、適切な要介護認定や介護予防事業の充実等により、事業費、介護保険料の急増抑止を図るとともに、認知症高齢者施策の強化など、一層の在宅生活継続の支援強化を図ってまいります。

続いて、電子で43ページ、紙では9ページをご覧ください。ここからは、地域福祉の推進、1、在宅高齢者支援事業です。区内20か所の在宅介護支援センターの実績を、次のページから3ページにわたって、直近3か年度の相談件数、ケアプランの作成件数を掲載しておりますので、ご覧いただければと思います。

次に、電子では47ページ、紙では13ページをご覧ください。(2)入院中の紙おむつ代助成事業です。入院中に要した紙おむつ代を助成することによって経済的負担を軽減するもので、今年度より助成限度額を月額5,000円から6,000円に引き上げ、さらに所得制限を撤廃しております。

続きまして、電子では49ページ、紙では15ページです。高齢者熱中症等予防対策事業です。例年、普及啓発と戸別訪問の実施や避暑シェルターを確保し、在宅高齢者の熱中症予防に対応しております。さらに、今年度新たに高齢者熱中症見守り宅配事業を予定しており、75歳以上の高齢者がいる世帯を対象に、スポーツドリンクなどの飲料を2回に分けて配達し、配達時にアンケートを行う予定としております。

続きまして、電子では51ページ、紙では17ページ、3、特別養護老人ホーム運営および施設支援事業です。

(1)特別養護老人ホーム入所調整についてですが、特別養護老人ホームについては、各施設が直接申込みを受けるというのが一般的ですが、品川区の場合は区が一括して受付をし、入所の必要性和優先度合いを総合的に審査して、入所の優先順位を決定する仕組みとしております。年に2回、9月と3月に開催しており、申込みや入所状況については記載のとおりです。

続きまして、電子で54ページ、紙では20ページです。4、福祉人材確保・定着事業、(1)品川介護福祉専門学校修学資金貸付事業については、区はこれまでも、介護福祉専門学校に通う学生に対して授業料などを貸し付け、区内の指定施設で3年以上勤務すると返済を免除する措置を講じるなど、介護人材の定着を図ってきました。

介護職員の確保・定着が喫緊の課題となる中、昨年度の新規事業として、電子60ページ、紙では26ページの(7)介護支援専門員法定研修受講料補助事業や、電子61ページ、紙で27ページの(8)①介護人材確保・定着支援事業の中の内容のところのイ、介護老人福祉施設・介護老人保健施設における介護職員人材紹介料支援補助金については、紹介事業者を活用して、介護職員を雇用した場合に係る紹介料を助成するなどしております。

また、電子62ページ、紙では28ページの(9)品川区介護職員・介護支援専門員居住支援手当は、区内事業所を運営する事業者において、その雇用する職員に対し月額1万円の手当を支給する場合に、その支給に要する費用に対し補助金を支給しております。

さらに、今年度の新規事業としましては、電子では65ページ、紙では31ページの(12)①外国人介護人材雇用(就学)支援経費補助事業や、その下の②外国人向け日本語講座実施事業を行うことで、外国人人材の受入れを支援してまいります。

続きまして、電子では68ページ、紙では34ページをご覧ください。ここからは、介護保険の各サービスを掲載しております。

まず、電子で69ページ、紙35ページの介護保険給付件数の推移として、令和4年度から6年度までの3年間の保険給付の件数の推移を掲載しており、電子では70ページ、紙では36ページには、令和7年3月31日現在の第1号被保険者数、介護保険料の収納状況を記載しております。

続きまして、各サービスについてのご案内ですが、電子で78ページ、紙では44ページから、電子80ページ、そして、紙で46ページまでが、利用者のご家庭を訪問してのサービス、訪問系サービスが書かれております。

そして、電子で81ページ、紙では47ページ、そこから、電子で84ページ、紙では50ページまでが、施設を利用してサービスを受けるものの掲載をしております。

さらに、電子で85ページ、紙51ページから、電子88ページ、紙54ページまでは、地域密着型サービスを記載しておりまして、その次の電子92ページ、紙58ページから、電子93ページ、紙59ページにおいては、施設サービスについてが記載されておりますので、それぞれご覧いただければと思います。

最後になりますが、電子98ページ、紙では64ページをご覧ください。(3)在宅介護者支援事業です。要介護高齢者を在宅で介護する介護者を対象とした交流等を実施しております。

ケアラー懇談会については、今年度より、ケアラーの憩いの場に名称を変更しました。狙いとしては、懇談会ですと、何か話さなくてはならないと思ってしまう方もいらっしゃるということで、参加者の方をより気軽に集える場となるよう、少し名称を変更するのと、やり方を創意工夫するなどして、より多くの方に参加してもらおうと思っているところです。

○榎村高齢者地域支援課長

それでは、私から、高齢者地域支援課所管の事務事業につきまして、ご説明させていただきます。

資料につきましては、電子では108ページ、紙では3ページをお開きください。

第1、認知症の人とともに生きる総合的な施策の推進でございます。

1、認知症の人の支援とケアの充実についてですが、行方不明高齢者等の早期発見のしくみづくり・運用としまして品川くるみ高齢者見守りアイテム、認知症理解の一層の推進として認知症サポーター活動の充実、家族・本人への支援として本人ミーティングやミーティングセンター等を記載しております。

なお、ページ中段のア、2つ目のダイヤモンドのところにも記載しておりますが、高齢者等GPS端末機利用助成事業につきましては、これまでの初期登録料助成に加え、今年度より新たに650円までを上限に月額基本料金の助成を開始いたしました。

ページをおめくりいただきまして、電子では111ページから114ページ、紙では6ページから9ページをお開きください。こちらは、3、認知症予防事業について記載をしております。

(1)脳力アップ元気教室についてですが、工作コースは過去の実績を考慮いたしまして、今年度よ

り廃止をいたしました。逆に、令和6年度より開始しましたeスポーツコースは、自主グループ化にもつながり、令和7年度は会場や回数を増やすなど組替えを行い、より効果的な事業となるように内容を見直しました。引き続き区民ニーズ等を的確に反映しながら事業の展開を行ってまいります。

続きまして、電子では115ページ、紙は10ページをお開きください。第2、高齢者の社会参加支援でございます。

1、高齢者活動支援事業についてですが、下段に記載しております⑥スマホを活用した介護予防サポート事業につきましては、今年度より開始する事業でございます。高齢者の交流・ピアサポートアプリを提供するもので、高齢者の方が仲間と楽しみながら、外出や自主的な運動ができるように支援してまいります。

次に、電子では116ページ、紙では11ページの上段は、2、高齢者補聴器購入費助成事業でございます。令和5年7月より開始した事業でございます。翌年度の令和6年度には所得制限を撤廃し、対象者の拡大を行いました。さらに、今年度より助成額を大幅に引き上げ、上限を3万5,000円から7万2,450円までといたしました。引き続き高齢者の社会参加を促進し、介護予防や認知症予防につなげてまいります。

続きまして、電子では116ページ中ほどから120ページ、紙では11ページから15ページにかけては、第3、高齢者の健康づくり・いきがづくりでございます。高齢者の方がいつまでも生きがいを持って元気に生活を送れるよう、高齢者作品展等をはじめとしました各種事業を展開しております。

なお、電子では120ページ、紙では15ページの9、シルバーパス交付事務につきましては、東京都の事業となっております。

続きまして、電子では120ページ中ほどから121ページ、紙では15ページから16ページにかけては、第4、高齢者クラブ等支援事業でございます。

1の高齢者クラブ運営助成においては、近年、クラブ数や会員が減少傾向にありますが、会員数による助成金に加え、ボランティア活動回数に応じた助成を行い、各クラブのボランティア活動のインセンティブにつながる制度とし、クラブ活動がさらに活性化するよう支援しております。

続きまして、電子では121ページ下段、紙では16ページをお開きください。こちらは、第5、シルバーセンターの運営、次の電子で122ページから123ページ、紙では17ページから18ページにかけては、第6、高齢者多世代交流支援施設の運営の記載がございます。

高齢者多世代交流支援施設の実績における延べ利用者数ですが、令和6年度は15万9,308人となっており、令和5年度の10万9,804人と比較しまして、急激に増加をしております。要因としては、今年度に北品川ゆうゆうプラザが開館したことに加え、コロナが感染症5類に移行され、利用を控えていた方が徐々に利用を再開し始めたことが大きいと捉えております。

続きまして、電子では123ページ、紙では18ページの中ほどには、第7、大井三丁目高齢者憩いの場の運営の記載がございます。高齢者および多世代の区民の交流できる拠点として、また、介護予防事業等を実施できる場として運営をしております。

次に、電子では127ページ、紙では22ページをお開きください。電子では127ページから133ページ、紙では22ページから28ページまでは、第8、高齢者住宅対策の記載がございます。立ち退きなどで住宅にお困りの高齢者に、住まいの確保や居住水準の改善を図るものでございます。

1、高齢者住宅運営ですが、建設型、借上型と合わせまして、区内10か所219戸がございまして、

各住宅に管理人を配置するとともに、緊急通報設備などを設置し、入居者が安心して生活できるよう運営をしております。

次に、2、高齢者住宅対策事業についてでございます。今年度より、次の3点について事業拡大を行いました。

まず、①の住宅あつ旋事業についてですが、助成項目に家財の移送費、いわゆる引っ越し費用を新たに追加しました。限度額は単身で3万円、世帯で5万円です。

次に、②の高齢者住宅生活支援サービス事業ですが、これまで高額な金額が契約時のハードルとなっていた家財撤去および残置物処分費の預託金につきまして、今年度より区が4分の3を負担いたします。

次に、③の家具転倒防止対策助成につきましては、今年度より対象要件から所得制限を撤廃し、対象世帯の拡大を行いました。対象世帯においては、2万円までを上限に、器具の購入および取付けの助成を行います。これらの取組を総合的に展開し、住宅に困窮する高齢者に住宅を提供し、生活の安定と福祉のさらなる増進を図ってまいります。

次に、電子では134ページ、紙では29ページをお開きください。第9、介護予防・日常生活支援総合事業でございます。

1、介護予防・生活支援サービス事業です。対象者は、要支援者および総合事業対象者で、介護予防ケアマネジメントによりサービスを提供する流れとなっており、重度化の予防が主な目的でございます。

予防訪問事業および予防通所事業は、両者共に、介護事業者によるサービス活動A、専門職による短期集中サービス活動C、ボランティア主体によるサービス活動Bの3つにより構成されており、（1）予防訪問事業は、①予防訪問事業、②生活機能向上支援訪問事業、③管理栄養士派遣による栄養改善事業、④すけっとサービス事業、⑤柔道整復師による機能訓練訪問事業の5つの事業を、（2）予防通所事業は、①予防通所事業、②いきいき活動支援プログラム、③はつらつ健康教室、④地域ミニデイ事業の4つを実施し、おのおのの状態に合った適切なサービスがしっかりと提供できるよう、事業を展開しております。引き続き高齢者福祉課とも連携を密に図りながら、事業を進めてまいります。

続きまして、電子では137ページ、紙では32ページをご覧ください。2の一般介護予防事業でございます。日常生活に必要な元気を向上させることを目的とした事業でございます。

こちらは、65歳以上の全ての区民を対象とした事業でございまして、（1）の運動系介護予防事業は、8つの事業を実施しており、おのおののニーズや状態に応じた事業に誰でもが気軽に参加しやすいよう、メニューを充実させております。

なお、①のカラダ見える化トレーニングにつきましては、利用者の申込み状況等を踏まえまして、今年度より新たにダイヤ4つ目の体幹バランスクラスを追加いたしました。

引き続き区民ニーズを反映しながら、より効果的かつ効率的な事業となるよう展開し、高齢者の方がいつまでも住み慣れた地域で元気に生きがいを持って生活を送ることのできるよう支援してまいります。

○豊嶋生活福祉課長

私からは、生活福祉課の事務事業概要についてご説明申し上げます。

電子では、飛びます。230ページまでお進みください。紙では3ページをお願いいたします。生活福祉課は、区民の皆様の生活をする上での最後のとりで、セーフティーネットとしての役割を果たす課でございます。お金がない方に対して最低限の生活ができるよう、必要な支援を行っている課でございます。

3ページ、電子230ページの後段、生活保護費のところからご説明させていただきます。生活保護

についてです。生活保護法という法律に基づいて、今実際に事務を行っております。

この保護法には大きく2つのことが書かれてございまして、例えば、4行目に、必要な保護を行うこと、最低限度の生活を保障すること、そして5行目、もう一つの役割として、自立を助長すること、これが保護法に書かれている目的となっており、この法に従って我々は事務作業を行っているという課でございます。

次のページへお進みください。そこには生活保護の基本原理が書かれてございまして、これは1（1）から（4）まで、それぞれ生活保護法の1条2条3条4条の内容でございます。

（1）国家責任、国が責任を持つこと。（2）第2条、無差別平等に保護をかけること。（3）最低生活保障を行うこと。そして（4）第4条に書かれている内容でございますが、保護の補足性と申しまして、これは何かと申しますと、2行目にございまして、能力、それから資産、その他あらゆるものを最低生活を維持するために活用し、そして、扶養義務者の扶養であったり、そのほかの法律で実施している援護などが生活保護に優先して行われることと保護法に書かれております。つまり、ありとあらゆる手当であったり制度を駆使した上で、なおそれでも最低生活の基準に満たない方に、保護費という形でお金を補填して、生活をしていただくというものでございます。

次のページ、電子では232ページになりますが、グラフがございまして、これが保護費の決定方法を簡単にしたものでございます。国が定めた最低生活費と比べて、ご自身で賄うことができる手当、世帯収入等と見比べて、なお足りないものを生活保護費として支給するという仕組みとなっております。

ページを電子では236ページ、紙では9ページまでお進みください。その間は手当の変遷が書かれてございまして、割愛させていただきます。保護の方法というところで、これは主に居宅のことが書かれてございます。基本的には居宅保護、自分のおうちでの保護を原則としておりますが、かなわない場合は、幾つか施設がございまして、特に（2）番の更生施設と書かれているものは、品川区内にございまして、大井競馬場のすぐそばに浜川荘と呼ばれる更生施設がございまして、こちらで、なかなか今は少し生活が苦しいのだけれども、頑張ってお仕事ができるようになるまで支援をしていきますよと。簡単に言うとそういった施設でございまして、これが品川区内に1つ、浜川荘という名前の更生施設でございます。

次のページへ進ませていただきます。紙では10ページ、電子では237ページでございます。こちらが品川区の現況でございます。一番上のグラフの右側です。令和6年度、昨年度の数字が書かれてございます。現在、被保護世帯は4,241世帯、被保護人員は4,765人。品川区の人口がおおよそ41万5,000人でございまして、保護率、そこに書かれてありますとおり、11.6%、いわゆる1.16%の方が保護にかかっているということが現状と言えます。

次のページでございます。電子238ページ、紙では11ページです。その中でも廃止となる方がございまして、一番大きな原因が、③番に書かれている死亡でございまして、その次は、働き手による収入の増加であったり、転出する方もおりますが、品川区内では死亡で廃止される方が一番多い現状となっております。

電子では243ページ、紙は16ページをご覧ください。もう一つ生活福祉課の大事な仕事でございまして、生活保護になる前の方、いわゆる生活困窮者の方へ適切な支援を行うものがございまして、生活困窮者自立支援事業という名の下に、平成27年4月より、品川区では品川区暮らし・しごと応援センターというものを造りまして、そこを中心に、必要な相談、それから支援を行っているところでございます。専門の支援員が詰めております。

電子244ページ、紙17ページ、次のページでございます。そこには幾つかの事業が書かれてございますが、例えば、（2）の住居確保給付金の支給と申しまして、家賃の補助を行うものがございますが、こちら、今年度、令和7年4月1日より法律が変わりまして、家賃補助に加えて、条件を満たせばという条件がつかますが、転居費用もお出しすることができるようになりました。国の法律で変更となりました。

ページめくっていただいて、電子245ページ、紙では18ページになります。（6）居住支援事業と申しまして、これはいわゆる自立支援センターという名の下に、住む場所を提供するものでございます。現在、これ、23区で持ち回りで造っておりまして、この近辺では、現在、大田区が大田寮というものを造っておりまして、生活保護にかかる前の方をサポートするための居宅支援を行っている施設でございます。

なお、こちら、持ち回りでございまして、今回の設置場所が品川区となりまして、品川寮というものを設置予定でございます。令和11年3月からとなります。これ、設置主体は全て東京都であり、特別区人事・厚生事務組合が指定管理として行っていくものでございます。令和11年から品川区にその順番が回ってまいりまして、現在、浜川荘がございまして、特別区人事・厚生事務組合の土地がございまして、そこに設置予定でございます。詳細はまだ決まっておりますが、一応、令和11年3月から設置予定となっております。

なお、暮らし・しごと応援センターの現在相談件数が、その下に書かれてございます。令和6年度の件数を見ていただきますと、5,800件とあって、若干減りつつあります。これは、令和3年4年、コロナで一時的に数字がぼんと増えたものが通常の数字に戻りつつある、そういった過渡期のものでございまして、徐々に減ってきておりますが、通常どおりの数字というふうにご理解をいただければと思います。

生活福祉課の事業は以上となります。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○阿部健康推進部長

それでは、私から、健康推進部の事務事業の総括的な部分についてご説明を申し上げます。

お手元の冊子、健康推進部事務事業概要（保健衛生編）の1ページ、電子データですと5ページの組織図をご覧ください。健康推進部は全部で8つの課で構成されておりまして、そのうち国保医療年金課を除く7つの課は、地域保健法に基づき設置されている品川区保健所を兼ねております。

全体としまして、健康推進部は、妊娠中から高齢者の方まで、全ての区民の皆様の健康を様々な面から守り、支援していくための事業を実施しているほか、感染症や災害医療対策等の健康危機管理を担当する部署としての機能を担保してございます。

次に、電子データの6ページ、紙冊子2ページをご覧ください。本年4月1日現在の職種別職員配置状況でございます。健康推進部の特徴として、職種が多岐にわたることがございます。

1枚おめくりいただきまして、電子データの7ページ、紙資料3ページ以降は、各課の事務分掌を記載してございます。それぞれの課の事務分掌の内容につきましては、各課よりこれからご説明を申し上げます。

○勝亦健康課長

それでは、私から、健康課所管の事務事業についてご説明をさせていただきます。

まず、電子資料のほう、4ページへお戻りくださいませ。紙では1ページになります。健康課につき

ましては、健康推進部長、健康推進部次長、健康課長を含め、４月１日現在で２３名、４係で構成されておりまして、部の庶務担当課として取りまとめ、調整等を行っております。

事務事業概要のほう、それぞれ事業の中で所管が入り組んでございます。ページが飛びますので、ご容赦くださいませ。

電子のほうでは６８ページ、紙面では６４ページをお開きください。まずは、生活習慣病予防でございます。区では、令和２年度に品川区がん対策推進計画を策定いたしまして、がん対策を総合的、計画的に進めております。昨年、令和６年度には最終年度を迎えまして、今年度から第二次計画へ改定してございます。

続きまして、お隣の次のページ、電子で６９ページ、紙面では６５ページ、こちら以降は、生活習慣病予防対策の一環として、各種健康診査を実施しております。疾病の早期発見、早期治療の促進につながるよう努めてございます。

電子のほう、７２ページへお進みくださいませ。紙面では６８ページをお願いいたします。こちらからは、各種がん検診についてを記載してございます。区では現在、胃がんバリウム、胃がん内視鏡の２種、それから、肺がん検診、大腸がん、子宮がん、乳がん、喉頭がん、前立腺がんの８種類のがん検診を実施しており、その他、電子で８０ページ、紙面だと７６ページになりますが、がん相談・助成事業ではがんの夜間相談や、次のページ、電子８１ページ、紙面では７７ページ、アピアランスケア事業を実施しており、がん患者への相談支援の充実にも取り組んでおります。

次に、電子８５ページ、紙面で８１ページをお開きください。こちらから健康づくりでございます。市町村健康増進計画でありますしながわ健康プラン２１に基づき、区民の健康寿命の延伸を図っております。昨年度、こちらで計画の改定作業を行いまして、令和７年度から第二次計画として策定してございます。

電子の８７ページ、紙面８３ページからは健康センターになります。品川、荏原において、運動施設の運営を中心に、健康増進の事業等を実施しております。

電子９０ページ、紙面８６ページにお進みいただきまして、健康づくり支援事業では、栄養に関する事業ですとか、それから、９２ページまでお進みください。紙面８８ページでございます。しながわ健康ポイントで、歩いた歩数などをアプリに取り込んでポイントをためていけるようにする仕組みなど、運動を始めるきっかけづくりなどを行っております。

同様に、電子９３ページ、紙面８９ページでございます。今年度は、区のウォーキングマップのリニューアルに取り組み、歩くという運動に気軽に取り組み、健康増進や地域への愛着を一層深めていく予定でございます。

続きまして、電子９７ページ、紙面９３ページをお開きください。母子保健でございます。

区では、子どもを望む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療医療費の助成を行っております。

このほか、妊産婦の保健では、９９ページ、紙面９５ページからの妊産婦健康診査、妊産婦の歯科健康診査などを実施しております。

ページが飛びます。電子のほう１６４ページ、紙面では１６０ページをご覧くださいませ。こちら、公害補償につきましては、公害健康被害の補償に関する法律に基づき、補償給付および公害保健福祉事業を実施しております。

続きまして、１６８ページ、紙面では１６４ページ、大気汚染に係る健康被害者に対する医療費助成の申請受付、こちらは東京都の事業でございますけれども、区は申請の受付、審査、医療券の交付など

の事務を行っております。

次に、お隣のページになります。石綿による健康被害の救済給付受付でございます。アスベストによる健康被害の救済給付のための申請について、環境再生保全機構へ提出する書類の受付について、区で經由事務を行っているものでございます。

最後に、電子170ページ、紙面で166ページになります。受動喫煙対策でございます。区では、令和2年4月より全面施行となりました改正健康増進法および東京都の受動喫煙防止条例に基づきまして、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止する様々な取組を実施しており、このほか、禁煙外来、治療費の助成により、区民の禁煙促進を図っているところでございます。

○高山健康推進部次長

それでは、私から、地域医療連携課の事務事業概要についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、電子の63ページ目、冊子の59ページをお願いいたします。項目の9番でございます。休日診療・小児（平日・土曜日）夜間診療になります。

初めに、休日診療です。こちらは、休日等における区民の医療不安を解消するために、休日における診療体制を確保するものでございます。休日診療の体制といたしましては、内科、小児科、歯科、柔道整復師による施術、それから調剤薬局という形で、それぞれ固定診療所あるいは輪番制で実施をしているものでございます。

次に、小児の平日・土曜日、夜間診療でございます。こちらは、平日につきましては昭和医科大学病院で、それから土曜日につきましては、第1・第3・第5土曜日は品川区医師会、第2・第4土曜日は昭和医科大学病院でそれぞれ実施させていただいているものでございます。

おめくりいただきまして、冊子の63ページ、電子の67ページをご覧ください。項目の10番でございます。かかりつけ医・歯科医・薬局制度促進でございます。それぞれ医師会、歯科医師会、薬剤師会に委託をいたしまして実施しているところでございまして、区民が身近な地域で適切な医療を受けられるよう、医療機関等の紹介窓口を設置するとともに、各種の相談をお受けするというものでございます。

おめくりいただきまして、冊子の167ページ、電子の171ページをご覧ください。項目の21番でございます。地域医療連携です。

地域医療連携におきましては、コロナ禍の検証を踏まえまして、平時からの区内医療関係者との連携が重要であるという区の認識の下、関係者同士の顔の見える関係の構築に努めてございます。

また、災害時医療救護体制につきましては、大規模災害が発生した際の対処として、医療救護活動を円滑に進めるため、各種訓練を実施するものでございます。

最後、保健調整につきましては、災害時の保健活動の調整のほか、保健師の人材育成や関係機関連携と専門的技術支援を行っているものでございます。

○赤木生活衛生課長

引き続きまして、私のほうから、生活衛生課所管の事務事業についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、電子4ページ、紙面1ページまでお戻りください。組織図におきまして、上から3つ目、生活衛生課でございますが、管理係として係が1つ、そのほか担当制を取っておりまして、医薬担当、環境衛生担当、食品衛生担当、検査担当、栄養管理担当、合わせて1係5担当の体制で、衛生面の管理が必要な施設の許可、監視指導などを通じて、暮らしの衛生の確保に関する業務を行っております。

各係、担当の分掌業務につきましては、電子で8ページ、紙面で4ページに記載しておりますので、それぞれの業務についてご確認をお願い申し上げます。

次に、少し飛びまして、電子22ページ、紙面でいうと18ページをお開きください。2、衛生統計および調査でございます。こちらは、保健衛生行政の企画や指針の策定、行政効果の判定などに必要となる調査を実施しているものでございます。

(1) 人口動態調査は、出生・死亡・婚姻関係等の調査を行い、基礎的なデータとして、課題の検討などに活用しております。

各調査データにつきましては、電子22ページから26ページ、紙面で申し上げますと18ページから22ページに記載がございますので、ご確認をお願い申し上げます。

次に、電子27ページ、紙面23ページをお開きください。(2) その他の統計調査でございますが、一覧に記載の各種統計につきましても、それぞれの目的に応じて調査を実施しております。

次に、電子32ページ、紙面28ページをお開きください。(2) 栄養士の活動でございます。栄養士の活動は、区民の健康づくりのための栄養・食生活の改善、食品の栄養成分表示に関わる業務などを行っております。

生活衛生課の業務でございますが、国民健康・栄養調査や特定給食施設、食品関連事業者等への指導、栄養・食生活改善の普及啓発などの事業を、管轄の保健センターと連携して実施しております。

次に、電子で38ページ、紙面で申し上げますと34ページをお開きください。4、環境衛生でございます。環境衛生は、地域の環境衛生水準の確保と向上、良好な生活環境の保持を目的といたしまして、関係法令に基づき、環境衛生関係営業施設の許認可および衛生指導、飲料水に関する検査指導、住宅宿泊事業法に関する事務、ねずみやハチなどの衛生害虫の相談などを受け付けております。

環境衛生関係施設数や監視件数などにつきましては、電子38ページから43ページ、紙面で申し上げますと34ページから39ページに記載がございますので、ご確認をお願いいたします。

続きまして、電子44ページ、紙面で申し上げますと40ページをお開きください。5、医薬衛生でございます。

まず、(1) 医事衛生は、医療の安全と医療施設等の衛生水準の確保、区民への適正な医療等の提供を目的に、関係法令に基づき、主に医療施設等の申請、届出の受理、監視指導、医療広告に関する相談に加えて、一般の区民の方からの医療安全に関する相談などを受け付けております。

医療関係施設数や監視件数などにつきましては、電子44ページから45ページ、紙面で申し上げますと40ページから41ページに記載がございますので、ご確認をお願いいたします。

次に、電子46ページ、紙面42ページをお開きください。(2) 薬事衛生でございます。薬事衛生は、医薬品等の品質、有効性、安全性の確保、区民の健康の保持を目的に、関係法令に基づき、薬局等の開設許可や医薬品の管理に関する監視指導などを行っております。

薬事関係施設数や監視指導などにつきましては、電子47から48ページ、紙面で申し上げますと43ページから44ページに記載がございますので、ご確認をお願いいたします。

次に、電子49ページ、紙面で申し上げますと45ページをお開きください。6、食品衛生でございます。食品は、人の生命維持や健康増進という面で重要な役割を持つことから、飲食による被害の発生の防止、健康の保護などを目的とした業務を行っており、関係法令に基づき、飲食店などの許可、監視指導、食中毒対応、食品衛生の普及・啓発などを行っております。

食品衛生関係施設数や監視件数につきましては、電子53ページから57ページ、紙面で申し上げます。

すと49ページから53ページに記載がございますので、ご確認をお願いいたします。

次に、電子58ページ、紙面54ページをお開きください。7、獣医衛生でございます。

(1) 狂犬病の予防等では、関係法令に基づき、狂犬病の予防接種、畜犬の登録、動物愛護の普及啓発などを行っております。畜犬登録件数などの実績は、表7-1に記載がございますので、ご確認をお願いいたします。

次に、(2) 飼い猫（飼い主のいない猫）の不妊・去勢手術費等助成事業でございます。こちらは、飼い猫の適正飼養に関する普及啓発や、捨て猫の野良猫化に伴う糞尿被害など、地域における様々なトラブルに関する相談対応などによる公衆衛生の確保を目的といたしまして、主に飼い主のいない猫の繁殖を抑制するため、不妊・去勢手術費の一部助成を行っております。

また、飼い主のいない猫を地域で管理する共生モデル事業や、協力チームの取組に対する医療費助成を行っております。

最後に、電子60ページ、紙面56ページをお開きください。8、検査業務でございます。品川第一地域センタービル内の検査室で業務を行っております。検査室では、臨床検査や環境検査など様々な検査を行っており、検査を通じて地域の保健衛生、環境の向上などを図るための科学的根拠となるデータを提供しております。

各検査の実績につきましては、次の電子61ページから62ページ、紙面で申し上げますと57ページ58ページに記載がございますので、ご確認をお願いいたします。

○五十嵐保健予防課長

私から、保健予防課所管の事務事業についてご説明させていただきます。

1ページのほうにお戻りください。組織図の中段、保健予防課になります。保健予防係、予防接種担当、こころの健康推進担当、感染症対策係、感染症保健担当の、2つの係と3つの担当制によって構成されているところになります。

事業につきましてですが、紙で114ページ、電子では118ページをご覧ください。2)の母子保健関係医療費助成です。

①未熟児養育医療の給付、③自立支援医療（育成医療）の医療費助成、④療育給付、⑤小児精神病入院医療費助成、⑥小児慢性特定疾病医療費助成、そちらの5つの部分を保健予防課のほうで担当させていただいているものになります。このうち⑥に関しましては、昨年度、品川区に児童相談所が移管されました関係で、令和6年10月から区で実施しているものになってございます。

次のページ、115ページ、電子で119ページをご覧ください。3)小児慢性疾病児日常生活用具給付事業になります。こちらに関しましては、小児慢性特定疾病医療費受給者証をお持ちの方に対しまして、日常生活用具の給付を行っております。在宅で日常生活をする際に必要な日常生活用具を給付するような事業になっておりまして、例えば、たんを吸引する機械、人工肛門に使用するストーマなどの給付を行っております。

次に、紙で116ページ、電子120ページをご覧ください。感染症予防です。

(1) 結核以外の感染症対策、①患者発生時の対応です。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、通称「感染症法」に基づきまして、感染症の対応を行っております。医師の届出義務がある感染症の患者が発生すると、医師から発生届が提出されます。これを受けまして、コロナウイルス感染症のときに実施していたように、ご本人様に連絡を取りまして、積極的疫学調査を行っております。感染拡大予防のために、就業制限や入院勧告等を行う場合もございます。

②平常時予防対策、（ア）感染症発生動向調査ですが、感染症法に基づきまして、一類から五類および指定感染症等の患者を診断した医師からの届出を受けまして、患者発生情報および病原体情報を収集・分析し、東京都に報告し、ホームページで公表しております。

（イ）予防接種です。こちらは、予防接種法に基づきまして実施しているものです。予防接種は、個人の感染予防はもちろんですが、接種率が高い場合にはその感染症の蔓延が抑えられるため、集団予防にも寄与しておりまして、感染症対策の重要な役割を果たしているものです。

予防接種には、予防接種法に基づいた定期予防接種と予防接種法に基づかない任意接種がございます。定期予防接種につきましては、対象年齢が政令等で規定されております。

定期予防接種のA類疾病につきましては、主に集団予防、重篤な疾患の予防に重点を置いており、接種の勧奨を行っております。子どもの定期予防接種はA類疾病に当たりまして、自己負担なしで実施しているところです。

定期予防接種のB類疾病は、個人の発症もしくは重症化予防に重点を置いておりまして、こちらのほうに接種の努力義務はございません。高齢者の定期接種がB類疾病に当たりまして、インフルエンザ、肺炎球菌、新型コロナウイルスと、今年度から带状疱疹ワクチンが加わっているところです。

次に、紙で117ページ、電子で121ページ、③エイズ予防対策と④性感染症予防についてになります。品川と荏原保健センターで、隔月交互に無料、匿名の検査を実施しているところです。

また、東京都が6月1日から6月30日を東京都HIV検査相談月間、11月16日から12月15日を東京都エイズ予防月間としておりまして、この時期に合わせまして、HIVの即日検査をそれぞれ1回ずつ土曜日に実施しているところです。

エイズに対する正しい知識の普及、啓発としまして、エイズ情報コーナーを開設したり、大学での普及啓発なども行っております。

また、ここ数年、梅毒の報告が増えており、特に20代の女性などで増加しているところです。妊婦が感染すると、子どもが先天性梅毒になる危険がありますので、HIV検査と同時に梅毒の検査を実施し、啓発にも力を入れているところになります。

次に、紙で130ページ、電子データでは134ページをご覧ください。結核対策です。感染症法では二類感染症になっておりますが、以前は結核予防法に基づき対応していましたが、平成19年に感染症法に統合されているところです。

以前に比べまして、感染者数はかなり減ってきておりますが、令和6年の1年間でも品川区内で28名、結核の患者が発生しているところです。結核は治療でよくなりますが、結核菌がとてもゆっくり増殖する厄介な菌のため、治療としては、複数の薬を最低でも6か月間飲む必要があります。そのため、服薬支援を行ったり、医療費の公費負担なども実施しているところです。また、感染拡大防止のため、感染させる可能性のある時期に患者と接触した方についての検診なども行っております。

次に、紙の155ページ、電子で159ページをご覧ください。自殺対策事業についてです。平成18年に自殺対策基本法が制定されまして、個人の問題と認識されていた自殺については、広く社会の問題と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が行われるようになりました。品川区では、令和2年に自殺対策計画を策定し、令和6年度に中間改定を行いました。区では、この計画に基づいて自殺対策を行っているところです。

自殺対策基本法に基づきまして、自殺防止のための普及啓発、個別支援等に関して、関係機関および民間団体等と連携し、区の自殺対策を総合的かつ効果的に推進するために、自殺対策連絡協議会を開催

しています。

また、自殺予防啓発を実施しておりまして、インターネットの検索連動広告を活用した相談事業であるインターネットゲートキーパー事業、自殺未遂者による自殺の再企図を防止するため、未遂者自身およびその支援機関等に対し相談支援等を行う自殺未遂者支援事業、悩みのある人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守ることができる人材を養成するためのゲートキーパー養成研修、自死遺族支援などを行っております。

○石橋品川保健センター所長

私からは、保健センターにおける事業について説明させていただきます。

戻っていただきまして、電子では4ページ、紙では1ページ、令和7年度健康推進部組織図をご覧ください。保健センターは、品川、大井、荏原の3保健センターで、住所を単位にしてそれぞれの管轄区域を持っております。

管轄区域の詳細は、電子で15ページ、紙で11ページの(2)保健所、保健センターの概要に記載をしております。後ほどご覧ください。管轄区域は分かれています、相互に連携を図りながら事業を進めております。

次に、電子で6ページから10ページ、紙ですと2ページから7ページまでの、それぞれ職種別職員配置状況、事務分掌を記載しております。保健センターは、一般事務職員のほか、保健師、心理職など、専門職が複数配置となっております。

次に、電子では28ページ、紙では24ページ、3、保健衛生の相談・指導をご覧ください。

初めに、(1)保健師の活動です。保健師は、妊娠期、乳児から高齢者まであらゆる世代を対象に、多様な事業に日々取り組んでおります。

また、それぞれの保健師が担当する地区を個別に持ちまして、家庭訪問、面接や電話などによる相談、必要に応じて関係機関と連携をしながら、切れ目のない様々な支援を行っております。

次に、電子では30ページと31ページ、紙では26ページと27ページをご覧ください。こちらの表とグラフは、令和6年度の保健師の個別援助活動状況をまとめたものになります。個別活動件数では、昨年度に引き続き、精神保健分野の活動が最も多く、次いで妊産婦、乳幼児といった母子保健分野が多い状況となっております。

次に、栄養士の活動についてです。電子では34ページ、紙では30ページの保健センターの業務をご覧ください。保健センターの栄養士は、食生活、栄養の面から、区民の健康の維持・増進を目的として、離乳食教室、妊娠期の食事教室などを開催し、食事相談や支援等を行っております。

次に、電子では35ページ、紙で31ページの(3)歯科衛生士の活動をご覧ください。保健センターの歯科衛生士は、乳幼児健診時の歯科相談をはじめ、関係各課とも連携をし、区民の生涯にわたる歯と口腔の健康保持・増進を目的とした、ライフステージに応じた事業を実施しております。

次に、大分飛んでいただくこととなりますが、電子では97ページ、紙では93ページをご覧ください。こちら、13、母子保健になります。保健センターの母子保健事業では、妊娠期から産後、乳幼児期の親子に対する支援が主な内容となっております。

次に、電子で103ページ、紙では99ページの5)出産・子育て支援をご覧ください。しながわネウボラネットワークの一環として、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を行っております。

①の妊娠期からの相談事業ですが、従来からの妊婦全員を対象とした、妊娠初期における助産師や保健師の専門職の面談と、令和5年9月から開始した妊娠8か月頃の面談を実施することで、妊娠期の

様々な相談に応じております。

また、電子では102ページ、紙では99ページから100ページにわたる産後ケア事業になります。

大変申し訳ありません。ここで2点修正をお願いいたします。電子で104ページ、紙で100ページの産後ケア宿泊型実施状況、表の13-8になります。令和6年度572件と記載があるのですが、こちら、604件が正しい件数になりますので、よろしくお願いいたします。

もう1点です。産後ケア（訪問型）の実施状況、表13-10になります。こちら、令和6年度が788件と記載がありますが、正しくは773件となります。こちら、冊子のほうはしっかり修正をさせていただく形になります。今回、口頭での説明で大変申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

では、説明に戻らせていただきます。こちらの産後ケア事業ですが、助産師による産後の心身のケアや育児サポートを提供することで、子育ての不安を解消し、安心して子育てをしていただくことを目的に、②から⑥に記載の各種産後ケアを実施しております。

令和6年4月からは、利用要件の緩和、利用回数の増加、自己負担額の軽減などを図り、より利用しやすく大幅に拡充を図りました。その結果、令和5年度に比べ令和6年度は、どのタイプも3倍以上利用件数が多くなっております。

また、令和7年度もさらなる拡充を図り、既に4月5月は多くの利用者の方にご活用いただいております。

続いて、電子では105ページ、紙では101ページの、0歳児見守り・子育てサポート事業「見守りおむつ定期便」です。こちらは、令和5年11月から開始し、令和6年度は通年にわたり実施をさせていただきました。1歳になるまで定期的に同じ支援員の方が現在ご家庭を訪問し、子育ての不安や心配などのお伺いをしております。利用者の方からは、同じ支援員の方が来てくれるので相談しやすいなど、好評の声をいただいております。

次に、電子で108ページ、紙で104ページ、乳幼児の保健をご覧ください。生後4か月までの全ての乳児を対象に、助産師、保健師等が家庭訪問を行い、相談や助言による親の育児不安の解消、地域の子育て情報の提供を行っております。また、要支援家庭の把握を行い、その後の支援を継続して行っております。

そして、電子では110ページ、紙では106ページをご覧ください。4か月児健康診査から始まる乳幼児健康診査についてです。区では、4か月児、1歳6か月児、3歳児健診を各保健センターで実施しております。保健センターの健診は、小児科医師による健診のほか、歯科医師や心理相談員などを配置し、健診と同日に専門相談に対応しております。

続きまして、電子では148ページ、紙では144ページをご覧ください。（3）在宅難病患者・家族療養支援事業ですが、保健センターでは、難病患者やその家族を支援するため、講演会、療養教室などの在宅療養支援事業を実施しております。

最後になりますが、電子では151ページ、紙では147ページをご覧ください。精神保健福祉分野では、区民の心の健康づくりのため、こころのセルフケア講習会や、地域精神保健サポート講演会など、様々な事業を実施しております。

また、保健センターでは、精神科専門医による症状に対する不安や対応方法などの相談を受けております。

○山下国保医療年金課長

私からは、国保年金課の事務事業についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、事務事業概要の社会保険編という別のファイルになりますが、ご覧いただければと存じます。

電子では2ページになります。国保医療年金課では、国民健康保険事業、国民年金事業、後期高齢者医療制度事業を、電子で4ページ、紙面で1ページですが、9つの係で行っております。

それでは、電子6ページをお開きください。紙面3ページになります。1、国民健康保険事業でございます。

(1) 制度の概要ですけれども、国民健康保険は、被用者を対象としました健康保険や、後期高齢者医療制度等に加入されていない方を対象にした保険制度で、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となっております。

また、昨年、令和6年12月2日より、従来の健康保険証は発行されなくなり、マイナンバーカードに健康保険証の利用登録をするマイナ保険証を基本とする仕組みに移行いたしました。

品川区国保の保険証は、本年9月30日に有効期限を迎え、有効期限が切れた後は、マイナ保険証か資格確認書により医療機関等での受付をしていただくことで、保険診療等をお受けいただきます。

区では、マイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせを、マイナ保険証をお持ちでない方には、資格確認書をそれぞれ世帯主の方に、来月7月中旬以降に発送できるよう、準備を進めております。

(2) 被保険者につきましては、隣のページ、被保険者の加入状況と推移に記載してございますが、令和6年度末現在、被保険者数は6万1,340人となっております。

続いて、電子7ページから13ページ、紙面では4ページの中段から10ページにかけてですけれども、(3) 保険給付の説明となっております。被保険者の方がけがや病気になった際に、保険者として療養の給付、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などの支給を行っているところでございます。

続いて、電子13ページ、紙面10ページの中段、(4) 保険料では、国民健康保険料としまして、①医療給付費分保険料、②後期高齢者支援金分保険料、③介護納付金分保険料を合算した金額を納付いただいております。

保険料は、所得に応じて負担する所得割と、被保険者が均等に負担する均等割で構成されております。それぞれに賦課限度額と保険料率等があり、こちらにつきましては、電子で14ページ、紙面11ページの3) 保険料率に記載のとおりとなっております。

また、その下、6) から8) にありますように、低所得者の世帯や未就学児がいらっしゃる世帯に対する減額賦課や、災害時で生活に困窮し保険料の納付が困難になった方に対する減額免除等を行っております。

少し飛びますが、続いて、電子18ページ、紙面15ページ、(8) 国保基本健診・国保保健指導でございます。国保基本健診につきましては、40歳以上の方を対象に、メタボリックシンドロームに着目した特定健診を実施しております。

国保保健指導は、健診結果から生活習慣病の有病者予備軍と判定された方に、生活習慣病予防や生活習慣改善に向けた支援を行っております。

続いて、電子で22ページ、紙面19ページの最上段ですけれども、4) 73 (ナナサン) 歯科健診につきましては、今年度新たに実施いたします。

恐れ入ります。少し飛びますが、電子で24ページ、紙面21ページにお進みいただきまして、2、国民年金事業でございます。国民年金は、主として自営業を対象として発足したもので、現在、財

政や管理運営は国が担い、業務運営につきましては日本年金機構が行っております。

区では、第1号被保険者の加入や、年金受給申請などの諸届出の受付、保険料の免除や学生納付特例申請受付のほか、特別障害年金などの請求関係の窓口での相談を行っております。

電子で30ページ、紙面27ページですが、(3)保険料につきましては、保険料額について記載のとおりでございまして、電子で33ページ、紙面30ページの(4)給付につきましては、電子35ページ、紙面32ページ、2)支給金額に記載のとおり、老齢基礎年金については、年額83万1,700円、月額6万9,308円となっております。

先にお進みいただきまして、電子で43ページ、紙面は40ページになります。3、後期高齢者医療制度でございます。こちらの制度は、高齢者の医療費を中心に国民の医療費が増大していく中、高齢者世代と現役世代の負担を明確にし、公平で分かりやすく、医療保険制度を安定的に運営することを目的に、平成20年4月に創設されたものでして、電子では44ページ、紙面41ページ中段ですが、4月1日時点の被保険者は4万5,874人でございます。

先ほどの国民健康保険と同様、保険証につきましては、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行している中、後期高齢者の被保険者の皆様がお手持ちの保険証の有効期限が来月7月31日までとなっております。こちらにつきましては、後期高齢者医療制度において、全ての被保険者に対して資格確認書を交付する準備が進められているところでございます。

(3)後期高齢者医療の給付につきましては、国民健康保険と同じように、療養の給付、高額医療費などがございまして、こちらの本人負担額は、所得に応じて1割2割3割などの負担となっております。

電子で49ページ、紙面46ページにお進みいただきまして、(4)保険料は、1)保険料の基本的な枠組みにお示ししてございまして、医療費の本人負担分を除く部分の5割を国や市町村が負担しまして、残りの4割をその他医療保険制度からの支援金、そして、残りの1割部分を保険加入者からの保険料で賄うという形になってございます。

こちらも国民健康保険と同様に、所得に応じて負担する所得割と、被保険者が均等に負担する均等割で構成されておまして、こちらについて、2)保険料算定に記載のとおりとなっております。

また、低所得者世帯に対する減額賦課や、災害等で生活に困窮し保険料の納付が困難となった世帯に対する保険料の減免を行っております。

最後に、電子で51ページ、紙面48ページ、(5)保健事業では、生活習慣病の早期発見と介護予防を目的とする、1)後期高齢者健康診査と、76歳から80歳の方を対象とした、2)後期高齢者歯科健診を行っております。

また、電子53ページ、紙面50ページの4)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施につきましては、高齢者の生活の維持や健康寿命の延伸を目指しまして、令和5年度から取組を開始しております。

以上で国保医療年金課の事務事業概要の説明が終わりまして、両部の事務事業概要の説明については以上でございます。

○田中委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。これより説明に対する質疑に入りたいと思いますが、その前に、委員の皆様にご案内させていただきます。

既に理事者の皆様にはご対応いただいておりますが、今期の子ども若者支援・共生社会推進特別委員

会に、若者に関することおよび重層的支援体制に関することが調査事項として付託されております。

若者に関することでは、自立・社会参加、相談、居場所、孤独・孤立などについて、また、重層的支援体制に関することでは、属性を問わない相談支援体制、社会参加支援などについて調査・研究されていく予定でございますので、それらに関しましては、今後、当特別委員会で議論されることが適当であると考えております。

したがいまして、今申しあげました点を踏まえた上で、事務事業概要についての質疑を行っていただきたいと思います。

それでは、ご発言を願います。

○あくつ委員

ご説明ありがとうございました。委員長に確認で1点、今回、特別委員会の中で、まちづくり・公共交通推進特別委員会のところで大井町のまちづくりということが入っているのですが、大井と八潮。議会運営委員会でも何度か確認をしたのですが、その中に地域の医療連携というものも項目に入れてあるはずなのですが、それについては当委員会で議論してもいいということでもよかったのかどうか1点。先ほどその指摘がなかったのというところ。これは議会運営委員会でも何度も確認したので、そこを確認させてください。

それと、中身で1点だけ聞かせてください。これ、会派から言われているので。今、結構問合せが来ていて、先ほどご説明があったマイナンバーカードの保険証の機能なのですが、先ほどのご説明だと、今年の9月に保険証の期限が来るので、今、資格確認書の交付の準備をされていらっしゃるということでしたけれども、これはどういう方に交付をして、つまり、マイナンバーカードを持っていない方、あとは、保険証機能としてのそういうものを持っていない、機能をつけていない方ということ、その方については品川区から送ると。報道等で、これは他区の中で幾つか、全ての方に送るというようなことを報道しているところがあったのですが、区民から結構複数問合せが来ているので、そこについてもう少し詳細に、時期と、どういった方に交付をするのか、もう一度教えてください。

○田中委員長

ありがとうございます。

では、最初の、すみません、まちづくり・公共交通推進特別委員会での八潮地域と大井町の医療連携に対して確認をいたしますので、確認が取れ次第、ご案内をさせていただきます。

続いて、マイナンバーカードの資格書についてですね。

○山下国保医療年金課長

ただいまご質問いただきました、マイナ保険証を基本とする新たな仕組みに基づく資格確認書等の送付という点についてお答え申し上げます。

基本的に、マイナ保険証ご利用の方に対しては、既に保険証の情報がマイナンバーカードに登録をされていらっしゃるところから、資格情報のお知らせというもののご通知を予定しております。

他方で、マイナンバーカードをまだマイナ保険証としてご利用でいらっしゃる区民の方に対しては、資格確認書というものをお送りすることを考えてございます。今、こちらは国民健康保険に関する部分のお答えになります。

他方で、後期高齢者医療制度におきましては、国のほうでもいろいろとご検討された中で、マイナ保険証をご利用の方もそうでない方も、資格確認書というのはお送りするというようなことで確認をされておりまして、75歳以上の区民の皆様には資格確認書をご郵送させていただくというようなことで準

備を進めているところでございます。

○あくつ委員

ありがとうございます。先ほど時期、ごめんなさい、7月とおっしゃっていましたが。時期と、あと、ボリューム、どれぐらいの数の方、先ほどおっしゃっていたと思うのですが、ごめんなさい、聞き取れなかったの、書き取れなかったの、もう一度、対象の方がどれぐらいいるのかということと、送付の時期について教えてください。

○山下国保医療年金課長

答弁漏れで失礼いたしました。時期につきましては、国民健康保険のほうにつきまして、令和7年7月中旬以降を目途に送付を予定してございます。国民健康保険につきましては、有効期限が令和7年9月30日までということで、今現状でお手持ちの被保険者証はご利用いただけるのですが、今、段取りとしましては、7月中旬を目途ということで進めてございます。

後期高齢者医療制度におきましては、被保険者証の有効期限自体が7月末というところなのですが、こちらにつきましても、おおむね時期としては同様で、7月中旬頃になろうかというところで、今現状、準備を進めております。

後者の後期のほうにつきましては、先ほど申し上げたように、全区民、今の被保険者数全ての方という形になるのですが、国保におきましては、おおむね半々ぐらいの方に資格情報のお知らせと資格確認書をお送りするような形で、今準備を進めているところでございます。

○あくつ委員

ありがとうございました。

本当に細かくてごめんなさい。最後のところの半々というのは、人数とかというのは分かるのですか。

○山下国保医療年金課長

失礼いたしました。少しもちろん国保に加入されるタイミングですとかで人数に増減は生じる場所ですけれども、おおむね令和6年度末時点で6万1,340人の方が被保険者という中で、手元に今、数字が正確にないところはございますが、約5割を少し超える、55%に満たないぐらいの方と、45%強ぐらいの、100から引いた数字というところが発送数になりますので、おおむね3万を超える数字の資格情報のお知らせと、3万を少し欠ける程度、2万後半の数字の資格確認書の送付ということで予定をしているものでございます。

○あくつ委員

ありがとうございました。

○田中委員長

ほかにございますでしょうか。

○鈴木委員

今の資格確認書の件なのですが、今日の新聞記事というところでも配られて、また、これも報道もされていますけれども、世田谷区と渋谷区が全国保加入者に資格確認書を交付するという方向が出されて、それが国会のほうでも、厚生労働委員会で大臣が、これは自治体の判断ということで答弁をされたということで報道されているところなのですが、私はぜひ、今本当にマイナ保険証にひもづけした方も、実際に保険証で使っているという方がすごく多いと思うのです。そういう中で、どれくらいマイナ保険証の利用率になっているのかというのが分かったら教えていただきたいのと、ぜひ品川区としても、渋谷区や世田谷区のように、全ての国保加入者に資格確認書を交付していただきたいと思う

のですけれども、そこら辺のところは検討はされたのか。ぜひそうしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうかということでお願いします。

○山下国保医療年金課長

まず、2点ご質問いただいたかと思うのですけれども、1点目の、品川区国保でのマイナ保険証の登録の率というところは、先ほども申し上げましたけれども、50%を上回る、おおむね1月現在で53%というようなところで確認をしているところです。

このうち、実際に受診に際して利用された方というところになりますと、おおむね2割程度から25%ぐらいのところになってまいります。

もともとこのち、資格確認書ですとか資格情報のお知らせの取扱いにつきましては、マイナ保険証を基本とする仕組みに昨年12月より変わった中で、基本的にはマイナ保険証をご利用いただくのだけれども、それが難しい方に対しては、まだ登録の未済である方も含めまして、資格確認書というような形で、法律の条文上も例外的な取扱いとなっているところです。

先ほど委員がご紹介をされた厚生労働大臣のご発言につきましても、私も報道ベース等で知るところにはなりますけれども、国としては、あくまで一律に交付するというようなものではないのではないか。そのようには考えていないというところはおっしゃられつつ、今ご例示のあった区等の動向から、それがまさに法令に違反するものではないという趣旨で判断を尊重するといえますか、全く許容されないものではないといった趣旨でご発言されたと受け止めております。

実際に今のルール、新たな仕組みの中では、マイナ保険証の利用をこちらとしてもお勧めしていくところはございますので、当然、資格情報のお知らせと資格確認書と適切に対応していきたいと思っておりますし、先ほど冒頭にご質問いただいた趣旨の中にも、恐らく区民の方からのお問合せというところでは、いわゆる配慮を必要とされる方に対してはより丁寧な対応が必要だということだと思いますので、こちら、資格情報のお知らせをお送りする段でも、区民の皆様への周知について工夫を図ってまいりたいと考えてございます。

○鈴木委員

本当に現場ではすごく大変なトラブルが起こっているというのは、全国保険医団体連合会の先生方からも、毎回毎回、様々な調査も行いながら指摘をされているところで、実際に地域の方からも、マイナンバーカードを持ち歩きたくないという要望もいただいています。

そういうところで、ひもづけされた方が、それを取り消すということもできますということもぜひ周知をしていただきたいということと、本当に現場では混乱するので、実際に登録をしても使わないというのが現実問題として起こっている状況だと思うのです。

そういう中で、資格確認書が発行されれば、今までの保険証と変わりなく使えるということなので、これは既に渋谷区や世田谷区でそのような交付がされているということですので、品川区としても資格確認書をぜひ交付していただきたいということで、強く要望をしておきたいと思います。

あと、ほかのところで質問させていただきたいのですけれども、まず、福祉部の一番初めの組織のところなのですが、今回のところで、人数的にも福祉部のところで体制強化がされていると思うのですけれども、それから、新たに設置された担当というのもあると思うのですが、例えば、障害者就労支援担当というところも新たに設置されたのではないかと思いますのですけれども、それと介護人材確保定着支援担当、それも新たに設置されたのかと思うのですが、そのところがどんな思いで設置されたのかということと、体制強化したところはどういう思いで体制強化されているのかということも伺いたいと思

ます。

それと、高齢者福祉課の中で、介護認定係というのが5人ということで変わらないのですが、今、介護認定が、1か月で調査をして、認定を出すというのが基本になっていると思うのですが、それがすごく今2か月以上かかるという状況になっていると思うのですが、そういうところでは課題は何なのか。私は体制強化が必要ではないのかという思いがしているのですが、その点についてはどう考えられるのかについても伺いたいと思います。

○松山障害者支援課長

まず、私から、障害者支援課に障害者障害者就労支援担当という新たな担当を設置いたしました。その背景ですが、この間、超短時間就労や、超短時間雇用促進事業や、地域自立支援協議会等でも、就労支援部会等でも、かなり働きたい障害者の方が非常に多くいらっしゃるということが分かりました。また、そのニーズに応えるために、また、今年度、国の制度でも就労選択支援という新たな制度が始まってまいります。そのため、障害者支援課としても、働きたい障害者の方がご希望に沿って就労が実現できるように支援するために、障害の就労支援担当を新たに設置したものでございます。

○菅野高齢者福祉課長

私からは、介護人材確保定着支援担当が新設された意図ということなのですが、今後、高齢者の人口は増える一方、生産年齢人口のほうは減少していくと予想されております。そういった中で、介護職員の確保、定着は喫緊の課題となっております。

これまでも、区内としては、介護学校に通う生徒などの授業料貸付け等をして、介護人材のほうにはいろいろと居住支援手当を支給するなど、力を入れてまいりましたが、それぞれの所管が高齢者福祉課の中で係が分散していたところもございまして、それを一つの係でしっかりと新設のポストをつくることによって、しっかりと一体的な事業推進を図っていきたいという思いを込めて、この新しいポストを新設した次第であります。

あと、もう一つ、認定の係についてということで、こちら、5人となっているのですが、実際は4月1日現在の現員ということになっておりまして、育児休暇中の職員が復帰をしたので、職員的には6人で今体制でやっているのが実情です。

内容、人員的には、昨年度と同じ人員体制で行っておりますが、委員おっしゃるとおり、確かに制度的には、30日以内に申請をしてから判定を出すというような形になっております。ただ、実態として、今現在、品川区の場合ですと、40日から45日ぐらいという形で聞いております。1か月半ぐらいというところでしょうか。

他区の、全国平均とかも見ますと、同じような日数ということで、30日を過ぎる場合にはお知らせをさせていただくということが決まりとなっておりますので、しっかりとお知らせをさせていただくことと、あとは、緊急的にサービスが必要な場合には、ケアマネジャーのほうで暫定プランという形で対応はさせていただいておりますので、そのような形で対応させてもらっております。

しかしながら、少しでも早く認定を出すということはすごく大事なことだと思っておりますので、体制強化を図りつつ、少しでも早く認定が出せるようには努めていきたいと思っております。

○鈴木委員

ほかには体制強化をここのところはしましたというのはないものなのかどうかということと、それから、2ページのところで、会計年度任用職員というのは、これは常勤換算の人数ということで考えていいのかという点についても伺いたいと思います。

あと、引き続いて伺いたいと思うのですが、福祉計画課の３ページのところなのです。長寿お祝い金のことで伺いたいのですが、長寿お祝い金は前年度でかなり陳情とかも出されて、やはり継続してほしいという意見がこの委員会の中でもすごく多数出されて陳情は廃止して、その分を減税してくれという陳情に対して、その陳情は駄目だよということで不採択で、長寿お祝い金は今までどおり補助を継続してほしいというのが多くの委員の意見で、その陳情に対して不採択というのが続けて行われたわけなのですけれども、この３ページを見ると、区では今までどおりやるけれども、社会福祉協議会が区と同一の年齢を対象に祝金の贈呈を行ってきたけれども、今年度から１００歳しか対象にしないということに変えたところで書かれていたので、少し驚いたのですが、社会福祉協議会でやっていたとしても、品川区とは別の団体なので、区としては廃止するつもりはありませんということですってと言われてきて、区としては廃止しないという方向で、今までどおりやっていくということなのだと思います。逆に、社会福祉協議会のほうが１００歳しか対象にしないでほかを削ってしまったということになると、区民からとってみると、削られたということになると思うのですが、これは社会福祉協議会が決めたことということで、区としてはこれに対してはどう考えられているのかということと、社会福祉協議会は社会福祉協議会で決めるということで、多分、区としてはそのような答弁になるのかと思うのですが、社会福祉協議会に対してはかなりの補助金も出していますし、職員としても社会福祉協議会にかなり派遣をしていたりとかということで、区と一体となって様々なサービスも行っているというのが社会福祉協議会だと思うのですが、そういう中で、私はこれを本当に削られたというのはがっくりなのだと思います。これに対しては区としてどう考えられているのか。

それから、この削ったことでどれぐらいの削減になったのか、そのことも分かったら教えていただけたらと思います。

○東野福祉計画課長

私からは、まず、組織のところの体制強化のところ、福祉計画課のところも説明したと思っていたのですが、再度説明させていただければと思います。

まず、施設担当というところでございます。こちらの係につきましては、施設計画担当、特別養護老人ホームや認知症グループホームを造る係と、それから、法人の指導検査をしている担当、こちらが実質職員１人の係で、週１日の会計年度任用職員をつけているというような係でしたので、体制については、施設計画担当と指導担当をつけて、いわゆるマンパワーの充実というところ、それから、休暇なども取りやすいような体制にという部分、あとは、組織的にどうしても社会福祉法人への指導等に関係している部分がありますので、そういった効率性を見て一緒にしたというような形のものでございます。また、人数のほうも若干増えております。

また、民生委員担当につきましても、今年、一斉改選の事務等がございまして、人数等も増えているというような状況でございます。

それから、会計年度任用職員ですが、今お話ししましたとおり、指導担当の会計年度職員、週１日というような状況でございます。

また、例えば、福祉計画課、あと２人、会計年度職員がいるのですが、こちらにつきましては、週４日というような状況でございます。

ほかにつきましては、各課のほうからという形になりますと、なかなか長くなると思いますので、個別にお聞きいただければと思います。

○鈴木委員

常勤換算ではないということですね。分かりました。

○東野福祉計画課長

常勤ではないと捉えていただければと思います。

それから、長寿祝い事業でございます。区のほうでは、昨年度と同様に継続をしていくという形でございますが、社会福祉協議会につきましては、100歳の方のみを対象とするということで伺っております。社会福祉協議会の運営の状況とかがかなり大変厳しいという状況から、このような判断をされたと聞いておまして、区としては、区と足並みをそろえていただければというような要望は持っていたのですけれども、社会福祉協議会のご判断ということで、これは致し方ないと思っているところでございます。

社会福祉協議会と今後はこちらについて区といろいろ調整しながら、配付方法などにつきましても、令和7年度については対応していきたいと思っているところです。

○田中委員長

ほかにございますでしょうか。

○吉田委員

細かいあれになってしまうかもしれないのですけれども、それでためらっていたのです。事務事業概要の説明なので。障害者支援課の7ページ、紙の7ページで、5番の地域自立支援協議会および福祉カレッジのところで、地域自立支援協議会というのは、私が議員になった頃はなかなか傍聴もできなかったし、なかなかどういう実態かが分からなかったのですけれども、最近は私たちも傍聴もできるし、それから、資料も頂けるようになって、当事者の参加もあって、すごくよくなったと思っているのですが、これが3回で、予算も328万9,000円。

それに比べて、次の医療的ケア児支援関係機関連絡会も、これ、重要な連絡会だと私は認識しているのですけれども、こちらのほうには委員構成とか詳しいあれがあまり書かれておりませんし、去年傍聴したので何となくあれは分かるのですが、1年間でどのように進めていくかというのが書かれるのがこの事務事業概要だと思うのですけれども、その辺のことが書かれていないというのはどういうことなのでしょうかとこののを率直に聞きたいです。

というのは、たしかこれ、1年間で2回ぐらいしか、ではなかったですか。この関係機関連絡会がこれでいいのか。開かれるようになったということは非常に評価をしておりますけれども、せっかく医療的ケア児支援というところに踏み込んだのであれば、もう少し具体的な議論に深められるような回数の開催とか、もちろん参加されている方たちがお忙しいメンバーだというのはすごく重々承知なのですが、せっかく開かれるのに、1回やって、次はもう1年のまとめみたいなのだと、せっかく参加したださっている方たちにとってもどうなのかと思って、今後もまた同じような方針、今年度も同じような考え方なのか、このままでいいと思われているのか、もう少し発展的なことを考えておられるのか、その辺のことを伺いたいと思います。

○松山障害者支援課長

地域自立支援協議会と医療的ケア児等支援関係連絡会の内容についてでございます。地域自立支援協議会につきましては、非常にテーマが幅広くて、それぞれ下位の部会が、専門部会がございまして、今年度は、相談支援部会、子ども支援部会、就労支援部会に加えまして、精神の部会を発足するというところで、こちらには全体会の回数は書かれているのですけれども、3回、全体会をやるということで、そのほかに専門部会もそれぞれ3回ずつということなので、かなりそれぞれの部会が関係機関のほうで議

論を行いながら、それぞれの課題を解決していこうということで、年数を重ねるたびに充実されてきたかと思っております。

医療的ケア児支援関係機関連絡会は、申し訳ありません、ここに委員構成とか開催回数を同じように記載すべきでしたが、委員構成としては20名ほどになります。それから、開催回数としましては2回を予定してございます。

今年度新たに企画をいたしましたのは、医療的ケア児者、それから、事業所、施設側にも、医療的ケアに特化した実際に電子アンケートと紙媒体でのアンケートをちょうど発送する頃でございます。7月末までにアンケート調査を行いまして、またこの全体会で報告をさせていただきまして、具体的に1つずつ課題に対して解決を、この中で議論を図っていこうというものでございます。今年度はそのように計画をしております。

○吉田委員

ありがとうございました。全部をここに書き切るというのもなかなか難しいというのはよく分かりますし、ご説明でよく分かりました。

ただ、私としては、結構ここ、当事者の方たち、当事者団体の方たちも参加しながら、皆さんで議論、もちろん事業者も参加しながら、自分たちで議論を進められているということで、私が議員になって以降、この協議会は本当に段々充実してきているというのが傍聴者ながら実感できているので、もう少し皆さんが分かるような形の、これだけこの人たちが頑張っているのだみたいな形の、今年度も頑張っていくというような姿勢が見えるような事務事業概要だとよかったという思いで発言をさせていただきました。

○田中委員長

ほかにございますでしょうか。

○やなぎさわ委員

事務事業概要なので、大枠でお伺いしたいのですけれども、福祉部の事務事業概要、紙で高齢者福祉課の31ページ、電子だと65ページのところなのですけれども、介護人材の不足が叫ばれているということで、区としても非常にその切迫感を捉えていただいていると思うのですが、今、人手不足というところの対策として、やはり区としても外国人人材を受け入れていく、そういう施策を進めていかなくては対応ができないのだというような、そういう認識で、こういう新規事業とか、新しいセクションをつくったりというようなことで進められているという理解でよろしいでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長

介護人材不足のことにつきましては、喫緊の課題ということで区としては捉えております。外国人に限らず、あと、ICTの導入によつての業務の効率化とか、あとは、元気な高齢者の方にも支えていただくとか、いろいろな手法はございますが、その中の一つとして、やはり外国人人材というのは大変貴重な要員だと思っておりますので、区としては、事業者が受け入れられるように支援をしていきたいと認識しております。

○田中委員長

ほかにございますでしょうか。

○鈴木委員

福祉のほうの介護の問題で、紙だと高齢者福祉課の28ページで、電子だと62ページになっているのですけれども、品川区の介護職員居住支援手当について伺いたいのですが、今も人材不足というのが

本当に深刻な中で、品川区独自にこういう居住支援手当を東京都に上乗せしてつくっていただいたというのは、すごく評価をするものです。

こういうのがもっともっと広がって、国が大本なのですけれども、介護人材をしっかりと確保するためにも、待遇改善というのは欠かすことができないと思うのです。介護福祉専門学校も、40人の定員に対して、今年11人ということで聞いたのですけれども、本当に深刻な状況にあると思います。その点では、せっかくつくっていただいたこの居住支援手当がもっともっと全事業者に行き届くようにしていただきたいという思いがしているのですけれども、この171事業所というのが、もともと厚生委員会に説明があったときは、253事業所が介護保険の事業所ということで対象になるということだったのが、171ということなので、大体68%という感じなのですよ。これがなぜこのような状況になっているのかということと、それから、予算が4億4,640万円を組んでいたのですけれども、7割弱になったことで、どれぐらいの支出となったのかが分かったら、教えていただきたいと思います。

それと、対象なのですけれども、一つは、事業所としては本部がほかの区にあって、サテライトとか営業所が品川区であるという事業所は対象にならないということで聞いたのですけれども、それで営業所が品川区にあって、実際は本当に100人とか、100人を超えた品川区の利用者を抱えながら訪問介護をしているところが、事業所としてではなくて営業所ということになっているので対象にならないということは、ぜひ多分、こういう事業所はいろいろほかにもある、幾つもあるのではないかという思いがしているのですけれども、ここはぜひ対象にしていきたいと思うのですが、それが1点と、それから、ヘルパーは移動時間が介護報酬にならないわけなのです。それで、週20時間というのが、移動時間を入れるともっと、25時間とか26時間とか、そういう時間になってしまうので、実際は20時間というのが、移動時間も入るともっとたくさんの時間になるので、移動時間も入れて20時間にするとか、もっと短い時間でも実際対象にするとかという形で拡大を検討していただいて、もっとより多くの訪問介護のヘルパーたちが対象になるようにぜひともしていただけないかという思いがしているのですけれども、その点についても伺いたいと思います。

○田中委員長

先に申し上げます。今日は事業概要の説明でありますので、今後の政策的な話だとかはまた後日の委員会ですっかりお願いをしていただきたいと思います。

その上で、高齢者福祉課長、お願いいたします。

○菅野高齢者福祉課長

それでは、居住支援手当についての、ホームヘルパーの方を中心にご質問にお答えさせていただきます。現在、決算の額が今手元に手待ちがないので、申し上げられないところで、すみません。

それ以外に、やはり委員のおっしゃるとおり、大体申請率は7割ぐらいというのが実情です。これ、初めての事業だということもございましたので、少し申込み期間を延長したり、あとは、お知らせと同時に、なぜ申請しないのかという理由をアンケート調査をさせていただいたりとか、そういったこともさせてもらいました。

その中で、先ほどサテライトというお話はあったのですけれども、やはり全国展開をしている事業者については、品川区だけで手当をもらうという、ほかとのバランスがあるということなのか、申請を辞退しているというか、申請していないという実態もございましたので、それはサテライトというのではなくて、今言っているのは、きちんとした営業所がそこにあったとしても、ほかの地区とのバランス

ということも考えて、申請しないという傾向が見て取れたところはございます。

あとは、例えば、小規模の事業者などは、申請の書類を簡素化したつもりではおりますけれども、まだまだ申請をするのにハードルが高いという部分もあるかもしれませんので、その辺りのところはしっかり周知して、声を今後も聞いて、できるだけ多くの事業者にこれを活用してもらえるようには努めていきたいと思っております。

あと、ヘルパーの週20時間というところにつきましては、やはりヘルパーの傾向としては、移動時間だけではなく、掛け持ちでやっていたり、そういう週の時間が短かったりとかする傾向があるので、両方の事業者で受け取るということがないようにというか、メインのところで受け取れるようにというところの基準が週20時間以上というところで定めさせていただいているので、その辺りのところも引き続き実態を研究していきたいと思っております。

○鈴木委員

ありがとうございました。

では、仕組みとして、営業所であっても申請はできるということで考えていいのか。営業所は対象にならないと言われたということで伺ったのですが、そここのところは確認させてください。東京都の制度が使えるところは、ぜひ区の制度も使えるようにしていただきたいということと、20時間というのは、せめて移動時間も含めたようなことでもぜひ検討いただきたいということで、これは要望させていただきたいと思います。

あと、もう一つ、今年度、地域包括支援センターの検討をしていくということで、検討経費が出されていると思うのですが、そここのところで、地域包括支援センターの在り方検討業務委託の簡易型プロポーザルの実施要領というものが出されて、この検討の事業所を公募されたということがホームページにも出されていたのですが、これは応募が何件ぐらいあったのかということと、この地域包括支援センターの検討というのが……。

〔「入り過ぎではないか」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員

ここで聞かないと聞くときがないので。これ、大きなところなので、ぜひそここのところがどのような形で検討が進められていくのかということをお願いしたいと思います。

○田中委員長

事務事業概要の説明なので、今後の応募状況等々は報告事項等でもお答えをいただける場合もありますので、そこをお願いしたいと思います。

○寺嶋福祉部長

地域包括支援センターの検討につきましては、現在取組中で、内容が固まった段階で、次回以降の委員会で報告させていただきたいと考えております。

○田中委員長

よろしくお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

ないようでしたら、先ほどあくつ委員からのお話がありました、まちづくり・公共交通推進特別委員会と厚生委員会との線引きの話の中で、八潮地域、それと大井町地域、まちづくりと医療連携との関係性でどうなのかという、議運等々でお話があったということなのですが、すみません、今現在、確認が取れておりませんので、先方の特別委員長としっかり話をし、そのテーマについてはどちらを所管

とするのかということを確認させていただきます。

その上で、今日は事務事業概要ですので、もし事務事業概要の範囲内で、八潮地域、大井町地域のがあればご発言……。ないということでもよろしいでしょうか。分かりました。では、先ほどの件はしっかりご報告をさせていただきます。

以上で、事務事業概要を終了いたします。

3 その他

○田中委員長

続きまして、予定表3のその他を議題に供します。

何かございましたら、ご発言をお願いいたします。

○松山障害者支援課長

私からは、障害者医療ショートステイ事業の委託先の医療機関の休止について、ご報告させていただきます。

障害者医療ショートステイ事業につきましては、森山リハビリテーションクリニックに令和4年から委託して実施してきたところでございますが、森山リハビリテーションクリニックから、経営状況やスタッフの確保困難、今後の運営体制の見直しなど様々な事情により、7月末をもって休止させていただくという通知が先週末に区に届きました。

ご利用されていらっしゃるお二人の方への対応ですが、休止の通知が届いたばかりでございますので、今後、クリニックと連携しながら検討対応してまいります。

今後も、区内で医療ショートステイ事業が実施できるよう、現在も区内の医療機関と交渉継続中ですが、引き続き強く働きかけてまいります。

○田中委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○鈴木委員

森山クリニックが、19床のベッドがあって、私も自分の家のすぐ近くにあるクリニックなので、地域の方が、すごく本当に様々な方々が利用されて、すごく助けられてきたクリニックなので、閉鎖というのを聞いて、本当に地域の方もがっかりしていますし、これは医療の現場というのが、本当に人材不足と経営困難というところに追い詰められるという深刻な状況というのの一つの表れではないかと思うのですけれども、そういうところで2人の方が使われていたということなので、区内に医療ショートステイというのはこしかなかったもので、そこがなくなってしまうということなので、ぜひ代替りのところを確保していただきたいと思っていまして、かつてNTT東日本関東病院が関東通信病院と言われた時代かもしれないのですけれども、そこでは高齢者の医療ショートステイとかは受け入れていた経過があると思うのです。そういうことからすると、幾つかそういう病院はありますので、そういうところでも受け入れてもらえる可能性はあるのではないかと考えていまして、ぜひそういうところで進めていただきたいと思っているのですが、いかがでしょうか。

○松山障害者支援課長

私どもも、この森山リハビリテーションクリニックの休止については、非常に驚きとともに、今後、本当に何とか区内で医療ショートステイ事業を実現させるためにも、区内の様々な医療機関にさらに積

極的に働きかけを行ってまいります。

○鈴木委員

よろしくお願いします。

○田中委員長

ほかにご発言ありますでしょうか。

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

そのほかにその他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

ほかにはないので、正副委員長より2点ご案内申し上げます。

まずは、所管事務調査についてであります。5月27日の委員長会および正副委員長会において、議長より、これまでと同様に所管事務調査に積極的に取り組んでほしい旨のご発言がありました。当委員会といたしましても、委員会の活性化の観点から積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

つきましては、年間を通じて協議したい課題や調査事項等につきまして、委員の皆様方からご発言をいただき、委員会日程等を考慮しながら、できる限り調査をしていきたいと考えております。

ご参考までに、過去の調査項目について、サイドブックに掲載しております。

それでは、所管事務調査について、何かこの場でご意見等ございましたらご発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

それでは、調査したいテーマがございましたら、6月16日月曜日までに、事務局へご提出いただきたいと思います。

日程的なこともございますので、提出されましたそれぞれのテーマにつきましては、資料等の準備などを含め、調査可能かどうか、理事者と協議をさせていただきまして、次回の委員会で正副委員長案をご提示し、改めまして所管事務調査の調査項目について決定をしてみたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、行政視察についてであります。今年度の行政視察の調査事項、視察先、日程等につきまして検討していきたいと考えております。参考資料として、過去の視察先と調査項目についてまとめたものをサイドブックに掲載しております。

本日のところは持ち帰りいたしますが、あらかじめ先ほどの所管事務調査についてと同様に、行政視察について調査したい項目や行き先等についてご意見があればお伺いしたいと思います。

では、同様に、行政視察の調査事項や行き先等について、何かこの場でご意見等ございましたら、ご発言願いますが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

それでは、調査したい項目や行き先等がございましたら、6月16日月曜日までに事務局へご提出いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で、その他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもって、厚生委員会を閉会いたします。

○午後 3 時 2 3 分閉会